

福島県就労系障害福祉サービス等の機能強化事業交付要綱

(趣旨)

第1条 福島県（以下「県」という。）は、「就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（第二次補正予算）の実施について」（令和2年6月30日障発0630第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（第二次補正予算）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所に対し、その再起に向けて必要な費用を支援し、利用者の賃金・工賃の確保を図ることを目的として、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で費用を助成する。

(交付の対象及び交付額)

第2条 交付金は、就労継続支援事業所が実施要綱3（1）に定める事業を行う場合に要する経費のうち、別表に定める額について、就労継続支援事業所（ただし、中核市指定の事業所を除く。）を運営する法人等（以下「法人等」という。）に対して交付するものとし、その額は、予算の範囲内において知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業助成金に係る交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は次のとおりとする。

- (1) 事業所別申請書（第1号様式別紙1-1）
- (2) 事業所別申請書（一括申請用）（第1号様式別紙1-2）
- (3) 生産活動収入の状況を確認できる書類（財務諸表等）
- (4) その他必要な書類

(消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の減額申請等)

第4条 法人等は、規則第4条の規定に基づき交付金の申請を行うに当たり、当該交付金に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方消費税法の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 法人等は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、交付金に係る消費税及び地方消費税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金の交付の条件)

第5条 交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らねばならない。

(変更の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業助成金に係る変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。なお、規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、事業目的に反しない経費の配分の変更又は内容の変更とする。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 法人等から知事に交付申請書の提出があった場合は、知事はこの要綱に定める交付金について原則、概算払で交付する。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業助成金に係る実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して20日を経過した日、又は交付金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業所別実績報告書(第3号様式別紙1)
- (2) 支出内容がわかる領収書の写し等

(3) その他必要な書類

(交付金の請求)

第10条 交付金の交付決定の通知を受け、概算払により交付金の交付を受けていない法人等から、事業完了後、第10条の実績報告書の提出があった場合、知事は実績報告の内容を審査し交付金を交付する。

(消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第11条 障害福祉サービス施設・事業所等を所管する法人等は、事業完了後に消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第12条 交付金の交付を受けた法人等は、交付金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第13条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

1 対象となる費用	2 助成額	3 対象経費	4 交付率
<p>①生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用</p> <p>②生産活動の再稼働等に係る設備整備のメンテナンス等に要する費用</p> <p>③通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用</p> <p>④新たな生産活動への転換等に要する費用</p> <p>⑤在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用</p> <p>⑥その他生産活動の再起に向けて必要と認められる費用</p>	<p>国実施要綱による</p>	<p>賃金・報酬、謝金、会議費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、原材料費、その他必要と認める経費</p>	<p>10 / 10</p>